Q1:任意後見は報酬助成の対象か。

A:任意後見は対象外となる。

Q2:後見監督人も報酬助成の対象か。

A:後見監督人は報酬助成の対象外となる。

Q3:生活保護受給者は報酬助成の対象外か。

A:生活保護受給者も報酬助成の対象者となる。

Q4:生活保護受給者の場合に申請時に生活保護受給証はの提出は必要か。

A:提出は不要である。

Q5:報酬助成の申請期間はいつまでか。

A:報酬付与の審判が確定した日から90日以内となる。

Q6:被後見人が亡くなられた後でも報酬助成は申請できるか。

A:既に被後見人が亡くなられた後も報酬付与の審判申立の審判確定後90日以内は申請可能である。

Q7:被後見人が亡くなられた後に報酬助成を申請する際に添付する書類はあるか。

A: 亡くなった日がわかる書類を添付すること (閉鎖事項証明書、死亡診断書の写し等)

Q8:資産要件の預貯金60万以下は報酬付与の審判申立か審判確定後どちらになるか。

A:報酬付与申立時の財産目録の預貯金となる。

Q9:報酬助成の振込先は後見人、被後見人どちらになるか。

A: どちらも振込可能である。

Q10:添付する登記事項証明はいつまでのを添付すれば良いか。

A:直近3カ月に取得した登記事項証明を添付する。

Q11:申請金額、請求金額の書き方。

A:全てアラビア数字で記入して下さい。

例 × (金拾万円、金10万円、10万円) ○ 100,000円